

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

総務省では、平成30年1月11日から2月9日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページへの掲載により「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）について意見募集を行ったところ、延べ69件の御意見をいただきました。

今回の募集に対し、貴重な御意見をいただきました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）は、平成30年3月6日に閣議決定しましたが、その策定に当たっては、お寄せいただきましたすべての御意見を統計委員会に提示し、その議論も踏まえて検討させていただきました。その検討結果は、以下のとおりです。

今後、第Ⅲ期基本計画の着実な実行に当たっては、統計委員会における毎年度のフォローアップの際も含め、今回お寄せいただきました御意見を、引き続き幅広く活用させていただきたいと考えております。また、第Ⅲ期基本計画に盛り込みましたとおり、近々、報告者の声や統計ニーズを経常的に把握する場を設けたい（p.26）と考えておりますので、引き続き公的統計の整備について、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 【御意見の概要と御意見に対する考え方等】

※とりまとめの都合上、意見募集時に提示した案の項目に沿って御意見を集約・分割して整理させていただきましたので御了承ください。

事項	延べ意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、国のパートナーとして公的統計の整備や今後の統計改革を推進していく上で重要な役割を担っています。</li> <li>・そこで、基本計画に「地方公共団体・地方統計機構」に関するセクションを設け、公的統計の整備を進めるにあたっての地方公共団体の位置づけや役割に基づき、国と地方公共団体との間の情報交換や課題認識の共有・解決、意見・提案の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画案の第3-4(1)イ「地方公共団体との連携・支援」の項目を設け、「各府省が実施する統計調査の実査を担うという側面のみならず、地方における統計の利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている」と、公的統計の整備における地方公共団体の役割を本文に記載するとともに、第3-3(3)「統計リテラシー向上」、(4)「報告者の理解の増進・公平感の確保」、第3-4</li> </ul>

		フィードバックシステムの仕組みや枠組みなどにかかる記載を設けていただきたいと思います。	(1) イ、ウ「統計調査員の確保・育成・支援」などにおいて優良事例等を地方公共団体とも共有していくことや、第3-4(1)イ、ウなどにおいて、地方公共団体と連携を図りつつ取り組むことを本文及び別表に記載しており、今後、この計画に基づき、地方公共団体との連携・情報交換や、統計行政への御意見・御提案の反映等を進めてまいります。
第1-3 第2-3	12件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー統計に触れていることは評価するが、別表の今後5年間に講ずる具体的施策にこれに関する記述がないので、実施が担保されていない。具体的施策を別表第2-3に設けるべきである。</li> <li>・「可能な限り性別ごとのデータを把握し」との表現は、実施の必要性を弱める表現であることから「可能な限り」を削除すべきである。性別統計はすべての公的統計の基本であり、統計の収集、分析、結果の公表に当たり必須要件であることを明記すべきである。</li> <li>・統計データの収集にあたって性別は、男女だけでなく、「どちらでもない」等の選択肢を設けるべきである。</li> </ul>	<p>○ 基幹統計調査及び一般統計調査においては、可能な限り性別ごとの把握が行われており、その集計結果が提供されているところですが、ジェンダー統計は「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)や「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)においても充実が求められていることから、公的統計の整備においても引き続き重要な取組と考え、本文にて記載しております。一方、御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、5年間のうちに講じるべき具体的な措置・方策の記載には至りませんでした。今後のジェンダー統計の充実に関する措置の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p> <p>また、「可能な限り」という表現については、第4-2「各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進」に記載しているとおり、政府として各種施策との整合性に留意する必要があることから、「第4次男女共同参画基本計画」の具体的な取組における「可能な限り男女</p>

			<p>別データを把握し」という記載や、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の「実施のための主要原則」の「(2)包摂性」における「SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するよう努める」という記載と同様の表現としたものです。</p> <p>性別の分け方の御意見については、ジェンダー問題の観点から今後検討されるべきものと考えますので、その検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
第1-3	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような実態分野の性別データを取るかが問題なのであり、施策が進んでいない分野を含め、「国内のジェンダー問題の十分な把握に努め」との文言を入れるべきである。</li> <li>・施策上のニーズを踏まえるために、調査内容によっては、男女（SOGIの人々を含む）と明記し、施策への参考データ性を高めるべきであるので、その方向性を予め明記すべきである。</li> <li>・求められるジェンダー対応施策の中でも最も重要な性暴力の被害（DV、デートDV被害を含む）は、可視化されにくい。その点において調査を実施する際には、被害者へのアクセス度が高い被害者支援に尽力する国連諮問 NGO などの協力を得るなどの方針が重要であるので、その姿勢を明記すべきである。</li> </ul>	<p>○ ジェンダー統計は「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）や「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）においても充実が求められており、公的統計の整備においても引き続き重要な取組と考え、本文にて記載し、御意見の観点も踏まえつつ、ジェンダー統計の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、性別の分け方及び性暴力の被害に関する調査の御意見については、ジェンダー問題の観点から今後検討されるべきものと考えますので、その検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別ごとの集計について、具体的な記述がなく、実効性に疑問が残る。</li> </ul> <p>兵庫県では現行の障害者福祉基本計画策定に当たり、生活実態調査を性別ごとにクロス集計したところ、男女間の格差</p>	<p>○ 障害者に関して性別・年齢別の視点を取り入れることについては、第1-3「国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上」の記載に基づき、ジェンダー統計の充実に取り組んでまいります。</p>

		<p>が明らかになり、基本計画に反映されている。このように自治体によって差異が出ることを無きよう、障害者統計の充実のために、ジェンダー統計が必要であることを明記する。</p> <p>またジェンダー統計には男女別だけでなく、SOGI の項目も設けることを明記する。</p>	<p>また、性別の分け方の御意見については、ジェンダー問題の観点から今後検討されるべきものと考えますので、その検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・外国人や障害者に関しても、性別・年齢別の視点を取り入れることは、ジェンダー統計の基本として確認すべき点である。</p>	<p>○ 外国人や障害者に関して性別・年齢別の視点を取り入れることについては、第1－3「国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上」の記載に基づき、ジェンダー統計の充実の一環として取り組んでまいります。</p>
<p>第1－3 第2－2（2） 第2－2（3） 第2－3</p>	<p>8件</p>	<p>・別表（第2－2（2）・（3）、第2－3）に、障害者統計の充実のための具体案を、障害者政策委員会における議論を踏まえて記載すべきである。なお、その際具体的に検討を行う基幹統計は、国民生活基礎調査（厚生労働省）全国消費実態調査（総務省）社会生活基本調査（総務省）を含むべきである。</p>	<p>○ 障害者統計の充実については、閣議決定に基づく「障害者基本計画」や国連に提出した政府報告においても既に明示的に位置づけられており、また、平成29年度中の閣議決定が予定されている「障害者基本計画（第4次）」においても、各分野共通の横断的視点である「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の中で明示的に位置づけられる見込みであり、公的統計の整備においても重要と考え、次期基本計画における「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の一つとして整理することが適当との方針が統計委員会で示されました。この審議結果を踏まえ、基本的な視点及び方針に、「国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上」の具体例として盛り込み、その充実を政府一体となって推進することとしております。</p> <p>また、統計委員会の審議においては、「障害者」の基準や定義が明確に定められていないことから、特定の統計調査における調査事項とするなどの具体的な取組を記載</p>

			<p>することは現時点では困難との指摘があったため、記載には至りませんでした。今後の障害者統計の充実に関する検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
第1-3	4件	<p>・国勢調査または国民生活基礎調査に、障害の有無に関する設問を組み込み、障害者調査として活用できるようにすべきである。</p> <p>一方、国勢調査や国民生活基礎調査では設問数が限られ、障害者施策に必要な情報が得られないという問題がある。そこでこれらの調査で障害があると答えた人の一部を対象に追加的な詳しい障害者実態調査を行うことが有効である。カナダやニュージーランドなどで行われている方法であるので、わが国でも十分できる。</p>	<p>○ 御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、記載には至りませんでした。今後の障害者統計の充実に関する検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・障害者権利条約第1回日本政府報告書の総論に「課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい。」と述べられていることは、本基本計画にも引用して明記を。</p> <p>・本基本計画の具体化のための作業、例えば既存の統計のうち重点となるもののリストアップやタイムテーブルを作成し、広く意見を求めつつ実施していくことが必要ではないか。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、障害者の権利に関する条約の第1回日本政府報告の要旨を明記します。その上で、御意見の観点も踏まえつつ、障害者統計の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後の進め方の御意見については、今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・「他の者との平等」の観点について記述を。 例えば、障害者統計だけを充実しても、「他の者との平等」</p>	<p>○ 御意見の観点については、障害者基本計画の中で盛り込まれている観点であり、第1-3「国際比較可能性や統</p>

		<p>という観点からの障害者の実態や課題は明らかにはならない。障害の有無や状況を問う際は、調査の趣旨目的を明らかにして十分に配慮して取り扱うことを前提として、一般調査統計で障害がある人々の存在を視野に取り組みられることが必要である。</p>	<p>計相互の整合性の確保・向上」の記載に基づき、御意見の観点も踏まえつつ、障害者統計の充実に取り組んでまいります。</p>
		<p>・縦割を超えて取り組むことの明記を。 この計画を実行するために、統計委員会が軸になって管轄別や縦割を超えて取り組まなければならない。例えば、ジェンダー統計を充実するとは、あらゆる既存の統計、新規の統計にジェンダー視点から取り組み、集計分析し、「証拠に基づく政策立案」に活用することである。従来、「男女共同参画」「障害者」等、縦割で処理されてきているために、障害者の性別には目も向けられないことがあり、障害のある女性のような複合的な困難を被っている人々についてはとりわけデータが乏しい。関係省庁が出したものをまとめるやりかたではなくて、縦割を改めていく取組を求めたい。</p>	<p>○ 本基本計画は、縦割りを越えた総合的かつ計画的に構 ずべき施策を閣議決定により定めるものです。また、第4 -1「施策の効果的かつ効率的な実施」の記載に基づき、 御意見の観点も踏まえつつ、ジェンダー統計の充実に取り 組みとともに、今後の検討に資するため、関係行政機関 にも御意見を情報提供しました。</p>
<p>第1-4</p>	<p>1件</p>	<p>・ユーザーの視点に立った統計データ等の各種利用促進策について、ターゲットとするユーザーを明確にし、そのニーズを把握した上で具体策を進めていかなければ効果のあるものにはならないと考えられます。 ・その中で、地方公共団体を主要なユーザーとして位置づけていただき、例えば、地域分析に資する都道府県表章や地域表章の標本設計の検討など、国と地方公共団体が地域で展開する施策の効果的な企画立案と的確な事業効果の把握ができるよう、地域レベルでの情報基盤としての統計整備を進めていくべきと考えます。</p>	<p>○ 統計法（平成19年法律第53号）第1条において、「公 的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基 盤となる重要な情報であること」と規定されているとお り、公的統計は公共財として広く国民をユーザーとする 必要があります。 その中で、地方公共団体もユーザーの一人という認識 の下、第3-4（1）イ「地方公共団体との連携・支援」 に、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面 での支援や推計・提供方法の研究などに取り組むことを、 本文及び別表に記載したところであり、これらに沿って、</p>

			地域統計の充実を進めてまいります。
第2-2(1)	1件	<p>・SDGsは移民や難民にも言及し「誰も取り残さない」ことを目指した目標である。しかし、統計上の外国人に関する把握は、彼らを労働力としてのみ見た「人材」としての箇所(P16)と、訪日外国人の消費動向(P20)などに偏っており、P55の書きぶりは、人数が少ない市町村の外国人住民の権利やサービスを「切り捨てる」ことを意味する。「一定規模以上」の判断を誰がするのも曖昧であることから、SDGsの理念を実現するために、全自治体に取り組むことが求められる。また、すでに取り組んでいる自治体もあることから「可能性を検討する」だけでは、今後の取り組みとしてはあまりに不十分である。</p>	<p>○ 外国人の市区町村別集計については、統計委員会の審議において、人口規模50万人未満の市区町村では秘匿対象となる割合が高く実現は困難と作成府省から説明があったものに対し、統計委員会から秘匿措置の対象外となる外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性を更に検討する必要があるとされたことを踏まえたものです。</p> <p>なお、各市町村においては、外国人も住民基本台帳制度の対象となることから人数等の把握が行われているものと承知しております。</p>
第2-2(2)	8件	<p>・学校基本調査については、より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直しを検討されていることを歓迎します。</p> <p>その際、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標(SDGs)の理念に沿って、外国にルーツを持つ児童・生徒の就学状況(就学率・不就学率)を集住地区だけでなく、全国の自治体で調査することを提案します。</p>	<p>○ 御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、記載には至りませんでした。今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・教育の質の向上のための施策に言及されていることを歓迎します。</p> <p>・教育の質の向上を調査するためにも、内閣に設置された持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策」のターゲット4.7の指標である「ESD(持続可能な開発のための教育)・環境教育の着実な実施」を測定するために、学校教育および学校外教育におけるESDの実施状況の調査を実施すること</p>	<p>○ 第2-3「グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進」に基づき、御意見の観点も踏まえつつ、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>

		<p>を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策概要にも記載されているように、学校教育におけるSDGsに関する学習を通じて、持続可能な社会の作り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、新学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や学校現場で活用される教育の改善・充実を推進するための指標の検討と調査の実施を提案します。</li> </ul>	
第2-2(6)	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車や燃料電池車など次世代の自動車が続々と市場に投入されており、これを交通に関する統計に反映する必要があるのではないか。電気自動車は航続距離が短いと言われており、計数に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>	<p>○ 御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、記載には至りませんでした。今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
第2-2(7)	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の延床面積を一元的に調査する統計がないことから、国土交通省が各種統計を加工して「建築物ストック統計」を作成している。使用する統計同士の不整合のためか、五年おきに推計結果に段差が生じている。「建築物ストック統計検討会報告書」において、今後の課題として、非住宅建築物に関する調査の充実や建築物の滅失量の情報収集などが挙げられている。この課題解決には複数の統計にまたがる取り組みが必要なことから、公的統計の整備に関する基本的な計画に位置付けるべきと考える。しかし、本計画案には明示されていないように見受けられる。</li> </ul>	<p>○ 「建築物ストック統計」は、第Ⅰ期基本計画に明示され、建築物全体を推計する加工統計は一定の整備がされたことから、第Ⅲ期計画においては、法人等の非住宅建築物のデータとして用いられる法人土地・建物基本調査及び建築着工統計調査について、調査の改善等に取り組むことを、別表に記載しております。</p> <p>また、今後の課題解決のための検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
第2-3	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な統計と言う要素を示した場合統計データに日本語のみでなく英語なども付けること</li> </ul>	<p>○ 国際的な統計整備については、本計画案の第2-3グローバル化に対応した統計整備として、統計に関する国際比較可能性を向上させる、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化等の取り組みを盛り込んでおり、これらを実行するため、御指摘の英語</p>



			<p>表記による情報提供の取組強化につきましても、本取組の一環として、推進してまいります。</p>
		<p>・若者という言葉や若者が抱える問題に対する統計的なアプローチが一切ありません。若者が抱える特有の問題を効果的に把握するためには、いわゆる“Age disaggregation”が重要です。ただ、その把握の仕方は、ほかの年齢層よりも細かくなければなりません。総務省には、将来世代がどのような問題に直面しているかを把握し、その年齢に応じて変わってくるニーズに応じて適切に政策立案するために、より細かい年齢階級での統計を求めます。特に社会保障に関する分野では、必須です。</p>	<p>○ 表章を細分化する場合、その精度を確保するため、標本数の増加などを行う必要があります。その対応に当たっては報告者の負担等も勘案する必要があります。このため、御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、記載には至りませんでした。今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・SDGsでは、Data disaggregationの必要性とその一つとして、geographic locationによる分類が重要であるとなっています。しかし、この計画では、日本におけるその実施・理解が「都道府県別」ということに留まっています。本来、Geographic locationがどのように合意されたのかの理解を踏まえると、この意味は、Territorial difference/土地の違いが重要ということであり、あくまでそれぞれの土地が持つことになった性格（農地、山、郊外、都市など）とそれぞれの土地機能を把握するところにあります。なので、都道府県別では、不十分であり、統計分類をさらに進化させ、より具体的にそれぞれの土地地域における実態を把握するためには、土地の特徴を踏まえた統計が必要です。</p>	<p>○ 表章を細分化する場合、その精度を確保するため、標本数の増加などを行う必要があります。その対応に当たっては報告者の負担等も勘案する必要があります。このため、御意見については、現時点で、関係行政機関との間で、具体的な措置の立案にまで至らなかったことから、記載には至りませんでした。今後の検討に資するため、関係行政機関にも御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・SDGsのグローバル指標の対応拡大に「緊急に」取り組むとして緊急性を強調する。</p> <p>担当府省を、内閣官房、総務省だけでなくすべての府省およ</p>	<p>○ SDGsのグローバル指標の対応拡大の取組については、第Ⅲ期基本計画の開始時期である平成30年度（2018年度）から進めることとしております。また、内閣官房に</p>

		<p>び地方自治体とする。</p> <p>特に、SDGs目標5の指標、5.2.1、5.2.2（身体的、性的、精神的暴力を受けた者および15歳以上の女性や少女の割合）、5.3.1（18歳未満の早婚女性の割合）、5.4.1（無償の家事・ケア労働に費やす時間）、5.a.1 農地の性別所有権の割合、5.b.1 携帯電話の性別個人の割合、および目標16の指標16.2.3 性的暴力を受けた若年女性及び男性の割合 については緊急に統計が必要である。</p>	<p>設置された「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」においては、当該取組について、統計委員会や各府省との連携を図りながら内閣官房と総務省の連名で取組を進めることとしており、担当府省の記載は、その責任を明確にしたものです。</p>
		<p>・「グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進」において、「統計委員会や各省庁との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む」と言及されていることを歓迎します。</p> <p>より詳細に以下のように加えることを提案します。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>そのために、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、現在の指標の見直しと、グローバル指標を使った具体的な調査を実施する。</p>	<p>○ SDGsのグローバル指標の対応拡大の取組を行うに当たっては、当然、御意見にあるSDGsの理念に沿って、これを進めなければならないと考えております。また、このような考え方を改めて徹底するため、関係行政機関に御意見を情報提供しました。</p>
第3-1(1)	1件	<p>・よりビッグデータ利用、もしくはビッグデータでも細分化したローカルなデータを集計などでより活用することができるようにすべき。</p>	<p>○ ビッグデータの活用については、まだ、緒についたばかりであり、現時点で具体的な記載には至りませんでした。御意見の観点も含め、本計画案に盛り込まれた産官学連携による会議を通じて検討を進めてまいります。</p>
第3-2(2)	3件	<p>・「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に十分に沿っていないと思われる仕様書が複数見受けられ、同ガイドラインが仕様書に対し一定の実効性をもつこと</p>	<p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の実効性を確保するため、第3-2(2)「民間委託された統計調査の品質確保・向上」本文及び別表におけ</p>

		<p>が、民間委託にとって非常に重要であると考える。</p> <p>よって、同ガイドラインが実効性を確保するための具体的な手段を、基本計画に盛り込んで頂きたい。</p>	<p>る同ガイドラインに基づくプロセス管理の徹底等の記載に基づき、民間委託に当たっての品質確保等に取り組んでまいります。</p>
		<p>・統計調査業務の受託者側として、「事後的な検証」の過程と結果を把握することが、品質向上につながると考えるため、各府省で情報共有するだけでなく、公表していただくことを希望する。</p>	<p>○ 事後的な検証の結果等の公表には、民間企業の経営に関する情報保護の観点からも検討する必要がある、現時点で、具体的な結論に至らなかったことから記載に至りませんでした。引き続き、いただいた御意見も踏まえつつ、民間委託に当たっての品質確保等に取り組んでまいります。</p>
		<p>・統計調査業務の受託者側として、民間委託の優良事例を把握することが、より良好な事業の実施につながると考えるため、各府省で情報共有するだけでなく、公表していただくことを希望する。</p>	<p>○ 民間委託の優良事例の公表には、民間企業の経営に関する情報保護の観点からも検討する必要がある、現時点で、具体的な結論に至らなかったことから記載に至りませんでした。引き続き、いただいた御意見も踏まえつつ、民間委託に当たっての品質確保等に取り組んでまいります。</p>
第3-2(3)	1件	<p>・ビッグデータの活用に向けた研究だけではなく、AI（人工知能）の活用に関する研究開発についても記載すべきだと考えます。</p>	<p>○ 御意見を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>(本文)</p> <p>総務省は、ICTの発展などを踏まえた統計調査の調査方法の高度化を図るため、<u>AIの活用</u>など情報収集方法の高度化に関する研究を継続するとともに、(略)</p> <p>※下線部を追記。</p>
第3-2(4)	1件	<p>・現在、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」で示されている「公的統計の品質表示事項」のうち、「結果公表時の精度に関する情報(回収率、有効回答率及びその計算方法)」は、必ずしもすべてが明確な形で提供されていません。</p> <p>・今後、EBPMを推進していくためには、統計ユーザーの</p>	<p>○ 統計の品質保証活動として、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」で「公的統計の品質表示事項」を定めているところであり、第3-2(4)イ「品質管理の推進等」に、統計作成過程の更なる透明化を進めることを、本文及び別表に記載し、統計棚卸しなども活用しつつ、回収</p>

		利活用における調査結果の精度及び信頼性の確保・向上が重要であり、それに資する回収率や回答拒否事由等の詳細情報の公表や具体的な回収率向上の取り組み方針について基本計画に明記すべきと考えます。	率など公的統計の品質表示の更なる透明化を進めてまいります。
第3-3(2)	3件	・学術的や経済的等によりデータ分析して日本人研究者や政府機関、ビジネスマンのみだけでなく海外からも使えるようなデータがほしい	○ 各種統計データについては、本計画案においては、国内のみならず、海外の方の利便向上も図られることとなるよう、e-Stat における掲載を充実することとしております。
		・年の表記については度々改定がされる可能性のある元号に加えて変化の可能性が少ない西暦表記を用いることにより改定にともなう統計表示の変更コストが下がる可能性がある。	○ 第3-3(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進に、機械判読可能な形式での掲載など、統計利用者の利便性の向上を図ることを、本文及び別表に記載しておりますが、この取組に関する検討に資するため、関係行政機関に御意見を情報提供しました。
第3-2(1) 第3-3(2)	1件	<p>・e-Stat で統計データを調べようとする際に、統計調査名が分からない漠然とした要望に対しては、キーワードを使った検索が必要になると考えます。検索対象は、メタデータ(統計表の表頭、表側)が主となると考えますが、メタデータの記載にブレがあることから、検索結果にもブレが生じています。このように、統計間で表章区分、地域区分等が異なることにより、横断的な統計値の参照が難しくなると考えます。これを解決するには、統計間での共通的な語彙の整備、地域を表すコードの統一化、更に、数値がない場合の表現方法の共通化、などが有効です。</p> <p>・統計データの利活用拡大や、統計 LOD などの高度利用なフォーマットへの変換を容易にするために、コンピュータで処理可能、かつ機械判読可能なデータであることが望ましいと</p>	○ 第3-3(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進に、機械判読可能な形式での掲載など、統計利用者の利便性の向上を図ることを、本文及び別表に記載しておりますが、この取組に関する検討に資するため、関係行政機関に御意見を情報提供しました。

		考えます。そこで、元となる統計表の定義、構造などを、機械判読といった観点を含めて整備していくことが有効です。	
第3-4(1)	6件	<p>・「変更(案)」で使用されている「統計リソース」の概念があいまいであり、その範囲や内容を明確にしていくことが計画的な確保など各種取組みに必要であると考えます。</p> <p>・地方統計機構の職員や統計調査員などの人的資源(人員や経験量)については、地域によって事情や環境は異なりますが、その性質上、業務量の矩形波のかつ急激な増減にフレキシブルに対応することには困難を伴います。したがって、国と地方における総合的な需給見通しの調整と「人的資源の活用計画」の策定が必要であると考えます。特に、国勢調査や経済センサス活動調査などの大規模な周期調査時や複数調査の輻輳時における激変緩和は、当該調査の運営や精度にも大きく関わる課題でもあり、地方公共団体の実情把握や地方統計機構からの意見聴取等を踏まえた検討が大切であると考えます。</p>	<p>○ 統計リソースについては、第1において「予算・人員」として明確化を図っております。</p> <p>また、地方公共団体職員の減少傾向等に対応するため、第3-4(1)イ「地方公共団体との連携・支援」に、「民間事業者の積極的な活用を含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を經由する統計調査の精査を進める」ことを、本文に記載しているところですが、その検討に当たって、御意見を活用させていただきます。</p>
		<p>・都道府県統計専任職員について「国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況」と記載されていますが、地方統計機構の立場からはいささか第三者的な表現であると考えられますので修正の検討をお願いします。</p> <p>・また、「統計専任職員が減少し続けているから、地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む」という趣旨が示されていますが、人員配置は本来、合理化計画のような一律</p>	<p>○ 「国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからない状況」は、本計画は統計部門を超えた政府としての閣議決定であることから、政府としての現状認識を記載しているものです。</p> <p>○ 人員配置等に関する御意見については、本基本計画に基づく今後の具体的な取組の検討において活用させていただきます。</p>

	<p>削減に基づくものではなく、業務量に応じて措置されるのが適正な姿であると考えられます。したがって、経済産業省所管の統計調査の国直轄化など調査方法の抜本的な見直しが進められていく中、今後の統計専任職員の配置方針について、提案した「人的資源の活用計画」に明確に盛り込むべきと考えます。</p>	
	<p>・広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保などの統計調査の環境改善策について協力を得られた地方公共団体との試行運用等を踏まえてから本格実施することと記載されています。しかし、当該取組みの多くは従来から都道府県において取り組んできたものの、地方レベルでの対策だけでは抜本的な解決が困難とされてきたものです。したがって、地方公共団体の試行運用を経ることだけではなく、法令・運用規則等の見直しや全国規模の広報啓発の強化など、国が全国的な具体策を実施し、それを踏まえて地方公共団体が地域の実情に応じた取組みを進めていくというプロセスが効果的、効率的であると考えます。</p> <p>・また、現在、地方統計機構が対応している取組みのうち、国が直接対応することが効果的であると考えられるものについては、実査の状況をよく踏まえ具体的メニューを策定し、適切な役割分担のもと国が先導的に取り組んでいくことが必要であると考えます。</p>	<p>○ 第3-3(4)「報告者の理解の増進・公平感の確保」に、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組の推進、地方公共団体も含め非協力者への対応や広報に係る成功事例等について情報共有を図ることを、本文及び別表に記載し、政府自ら統計調査環境の改善を進めることとしております。御意見については、今後の具体的な政府の取組の立案において活用させていただきます。</p>
	<p>・「変更(案)」では、「関係府省は、地方公共団体に対する支援策の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員の人事交流を促進」とされ、これは、「統計専任職員の減少傾向に歯止めがかからないため、地方統計機構の活性化の</p>	<p>○ 本件については、国から地方統計機構に、一定の専門性を身につけた職員を派遣するとの趣旨から「地方統計機構の活性化」として記載しているところです。なお、御意見も踏まえ、今後の地方統計機構の実情・課題等の把握の</p>

	<p>ために国が人事交流の手段によって支援する」という趣旨で記載されています。しかし、国においても、地方統計機構の実情・課題等を人事交流によって把握することで、様々な課題への対応により統計の整備や統計改革をより具体的に推進するという側面もあると考えます。したがって、人事交流については、以上の両面を踏まえた記載を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>在り方について、検討させていただきます。</p>
	<p>・統計調査員の確保については、多くの自治体が国勢調査等の大規模調査の円滑な実施に不安を抱えていますが、その対策は「統計調査員確保対策事業」など大半が地方統計機構を通じた地域的規模での取組みが中心となっています。確保が困難となっている大きな要因の一つは、統計調査員の存在（仕事や報酬内容等を含む）が国民に認知されていないことにあり、このことは国民の調査協力や回収率にも影響します。したがって、「周知の充実を図る」という「変更（案）」本文での課題認識だけではなく、国が主体となり効果的かつ継続的な取組みを進める内容を『今後5年間に講ずる具体的施策』に示していくべきだと考えます。</p> <p>・また、「変更（案）」では、「統計調査員でなければできない調査業務へのリソースを集中するため、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する」と記載されています。今後も継続が予定される統計調査員調査の質を維持、向上させていくためには、現在調査に従事している調査員の知識、ノウハウの継承等が不可欠であり、それを見据えた長期的、将来的な調査員の活用方針を基本計画に記載すべきと考えます。</p>	<p>○ 統計調査員の役割や重要性の周知については、第Ⅱ期基本計画に引き続き、第Ⅲ期においても実施していくものとして、本文に記載しております。</p> <p>また、第3-3（3）「統計リテラシーの向上」において、小・中・高校等の段階別に統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行うことを別表に記載したところであり、これに基づいて統計調査員の役割や重要性の周知を図ってまいります。</p> <p>○ 調査員の育成に関する御意見については、第3-4（1）ウ「統計調査員の確保・育成・支援」に、統計調査員の活動状況の研究・分析等を通じた研修の充実などによる優れた統計調査員のノウハウ等の共有、オンライン調査に関する研修の充実などを、本文及び別表に記載したところであり、これに基づいて統計調査員の育成やノウハウ共有を進めてまいります。</p>

第3-4(2)	2件	<p>・今後、統計研究研修所が研修メニューを企画する際には、統計職員のスキル・知識を向上させるだけではなく、今般の統計改革で提起された課題を研修の場を活用して解決していくという視点を持って取り組んでいくべきと考えます。</p>	<p>○ 今後の統計研修の企画に資するため、関係行政機関に御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・研究機関から行政機関への（または行政機関から研究機関への）人事交流に関する文章なのか、国家公務員として統計行政に従事しつつ研究業務を両立させるという文章なのか意図をとりづらい。</p>	<p>○ 御指摘のとおり、研究機関から行政機関への人的交流を促進すること、そして交流によって行政機関に着任した者が、統計行政に従事しつつ引き続き一定の研究活動も行うことができるようにすることの双方を記載しております。</p>
第4-1	2件	<p>・基本計画の推進体制として「各府省の統計幹事を中心とした会議（旧公的統計基本計画推進会議）」及び「機能強化する統計委員会」が記載されていますが、実査における課題やその解決方法など統計の精度向上に不可欠な問題について議論するため、統計委員会のもとに地方公共団体が主体的なメンバーとなる地方統計機構にかかる実査部会等の設置を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>○ 今後の統計委員会の運営の検討に資するため、統計委員会に御意見を情報提供しました。</p>
		<p>・「6 シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や～研究を行う。」とあるのは、非常に重要であり、評価に値します。特にこの問題は、シェアリングエコノミー促進の立場だけでなく、社会的負の影響に関心がある立場にとっても、有益です。経済本位の研究のみならず、社会学的な研究も考慮対象に含め、それらに対して統計として把握していく努力が必要不可欠です。すなわち、「実用化」のみならず、例えば大規模な多国籍資本による「シェア・エコノミ</p>	<p>○ 今後の統計委員会の運営の検討に資するため、統計委員会に御意見を情報提供しました。</p>



		一」の負の影響について関心のある人にとっても有用なデータを確保していただけると有益です。	
用語・形式等	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2008 SNA」とは何かについての注釈が必要と思います。</li> <li>・「平成30年度(2018年度)」と同様に、1ページの「平成」についても「西暦」を併記したらどうか。</li> <li>・43ページの「具体的な措置、方策等」欄の「平成27年度」には、「実施時期」欄と同様に「西暦」を併記したほうが良いと思います。(48ページ、51ページ、52ページ、60ページ、61ページ、64ページ、65ページ、73ページにも同様の記載箇所があります。)</li> <li>・5ページの10行目「e-Stat」の「-」は、全角で「ー」と記載すべきです。</li> <li>・18ページの脚注の「Satellite」、「Integrated」はそれぞれ「satellite」、「integrated」と記載すべきでは？</li> <li>・230万人の外国籍住民は、住民税や消費税を支払う納税者である。こうした視点に立てば統計の名称である「国民経済計算」といった呼び方も不適切ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 注釈に関する御意見を踏まえ、注釈に「平成20年(2008年)から21年(2009年)にかけて国際連合統計委員会において採択された国民経済計算に関する国際基準」を加える修正をさせていただきます。</li> <li>○ 西暦併記に関する御意見を踏まえ、西暦を併記しました。</li> <li>○ e-Statの表記に関する御意見については、全角に修正しました。</li> <li>○ 英語表記に関する御意見を踏まえ、改めて全体について精査を行い、国際連合が定めた表記である「System of Environmental-Economic Accounting」に修正させていただきます。</li> <li>○ 「国民経済計算」については、”System of National Accounts”(SNA)の日本語訳であり、SNAにおける「国民概念」は国籍に基づくものではなく、居住者(外為法では半年以上我が国に居住する人)を国民としております。</li> </ul>
手続き等	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害等によりテキストデータで読む人や、ルビが読む助けになる人の存在を念頭におき、障害者差別解消法対応要領パブリックコメントでは実施されたように、パブリックコメント募集の際、テキスト、ルビあり・ルビなしの文書の掲載を。</li> <li>・基本計画の策定・変更にあたっては、統計法及び同法施行規則では①あらかじめ「素案」に対する意見公募をすること、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後のパブリックコメントに関する御意見として、引き続き、検討させていただきます。</li> <li>○ 御指摘も踏まえ、去る2月9日の都道府県等の統計主管課長会議において、統計関係法案の見直し方針とともに</li> </ul>

	<p>②統計委員会の意見を聴いて基本計画の「案」を策定すること、と規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第Ⅱ期基本計画の策定時は、「素案」に対する意見公募（＝パブリックコメント）を行った後、統計委員会の意見（＝答申）を聴いて「案」を策定するという手続きになっていましたが、今回の基本計画では統計委員会の答申を「原案」とし、それに対するパブリックコメントを行った後、「案」の策定という手続きになるものと見受けられます。</li> <li>・第Ⅱ期基本計画策定時の手続きフロー（『平成29年2月23日「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針（案）』では同様のフロー）が、より適切であるのではないかと考えます。</li> <li>・したがって、このパブリックコメント終了後、計画「案」を策定するまでに地方公共団体からの意見聴取を行ったうえで統計委員会の意見を聴いていただきたいと考えます。</li> <li>・また、「統計改革推進会議 最終取りまとめ」において統計データの利活用促進にあたっての統計関係法制の総合的な見直しが提起されていますが、基本計画案の策定と関連法制の見直しは車の両輪であることから、案の策定にあたっては法令改正の検討に関する情報提供もあわせて行っていただきたいと考えます。</li> </ul>	<p>に、御説明等の時間を設けさせていただきました。</p>
--	---	--------------------------------